

守山市統合型 GIS および公開型 GIS 構築業務 公募型プロポーザル方式等提案業者募集要項

1 業務名

守山市統合型 GIS および公開型 GIS 構築業務

2 業務場所

守山市吉身二丁目（守山市役所）ほか

3 業務内容

本市における地理情報等を一元的に管理し、職員で共有・活用することで、業務事務の更なる効率化・高度化および行政サービスの向上のため、全庁的な統合型地図情報システム（以下「統合型 GIS」という。）および公開型地図情報システム（以下「公開型 GIS」という。）の構築を行います。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(1) システム構築：契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで

なお、システムの稼働開始は令和 6 年 2 月 1 日とし、その前提でシステム仮運用期間を 1 月から 1 か月程度設けるものとする。

(2) 運用・保守：令和 6 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 26 月間

5 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。

なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ロ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ロ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 地方自治体（都道府県、政令指定都市を除く）が発注した、統合型 GIS または公開型 GIS の導入または運用実績を有し、公告日の前日までに完了し、かつ引き渡し済の実績を有する者。（現在、利用中を含む。）

6 プロポーザルの参加申込および受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記を持参により、提出してください。

①公開型プロポーザル参加申込書	<input type="checkbox"/> 参加様式 1
②業務実績のわかる書類	<input type="checkbox"/> 提案様式 B

(2) 受付場所

守山市総合政策部企画政策課

(3) 受付期間

告示日から令和 5 年 5 月 18 日（木）まで

(4) 参加申込後の辞退については、任意書式により辞退届を提出すること。

(5) 参加者の決定

①提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。その結果を令和 5 年 5 月 19 日（金）目途に、参加申込みした者に書面および電子メールにより通知する。

②参加申込者が 5 者以上ある場合は、下記 10-3 A ウ業務実績により採点・審査を行い、参加できる者を 5 者以内とすることがある。

③上記参加申込者の審査結果は、参加申込者全員に通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 質疑応答

(1) 本プロポーザルに関連して疑義のある方は、別紙「質問書」にて、令和 5 年 5 月 10 日（水）午後 5 時までに下記問い合わせ先に提出すること。提出方法は、電子メールとする。電話および口頭による受付は出来ないので留意すること。

- (2) 質問書の内容および質問に対する回答は、参加申込書を提出した者全員に対して、令和5年5月16日（火）に電子メールにて回答する。

8 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和5年6月2日（金）午後5時を提案書提出期限とします。

(2) 実施要項の入手方法および場所

告示日から、守山市総合政策部企画政策課にて配付する。また、守山市（本市）ホームページにて掲載する。

(3) 提案書の提出および受付

ア 下記提案書作成要領および別冊「実施要項」「仕様書」「提案書への記載項目および配点表」等に基づき提案すること。

イ 提案書の様式および部数

- ・提案書（提案様式A）：13部（正本1部、他副本とする。）
- ・業務実績表（提案様式B）：1部
- ・業務の見積書（提案様式C）：1部
- ・機能要件一覧表：1部

ウ 提出方法 持参による。（郵送等は不可）

エ 提出期限 令和5年6月2日（金）午後5時

オ 提出場所 下記問い合わせ先にて受付する。

カ 注意事項

- ・提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。
- ・なお、提案書等は紙ベースの他に、PDFデータでも提出すること。また、機能要件一覧表については、エクセルデータを併せて提出すること。

データ提出先 kikakuseisaku@city.moriyama.lg.jp

提出期限 令和5年6月2日（金）午後5時

9 提案書作成要領

9-1 提出書類次に基づき、必要な資料を作成すること。

(1) (提案様式A) 提案書

① 提案書のフォーマットは Microsoft Office 20**以上（Word・Excel・Power Point）を使用すること。様式Aを鑑とし、任意の書式（A4縦）で作成すること。

枚数は、15 ページ程度とすること。

② 別冊「仕様書」に記載する各種要件の実現可否について判断できる様に記載すること。記載内容が曖昧や不明確な場合は、要件を満たさないと判断する場合があ

るので注意すること。

③別冊「提案書への記載項目および配点表」の記載順序を意識して提案書を構成すること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。

④特に、次については、具体的な方法等を記載すること。

1	都市計画基本図修正	(1) 公共測量申請の許可が得られる適切な作業手法が記載されているか (2) ベンダーロックインしないデータづくりが提案されているか (3) 主題図修正の意味・重要性を理解し記載されているか (4) 後続計画への効果的なデータ活用等が記載されているか
2	機能	統合型 GIS<地図機能・管理ツール>、公開型 GIS<パソコン版機能・スマートフォン機能>ともに PC に不慣れな者でも、操作しやすく、わかりやすい画面構成・画面遷移になっているか
3	セキュリティ	情報セキュリティ面で、具体的かつ十分な措置および対応方法が講じられているか
4	実施・サポート体制	(1) サポート体制は、有益なものであるか。操作やサービス全般の問合せについて、十分な対応ができるか (2) 専門知識がなくても十分に理解できる内容の研修会ができるか

⑤本市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。

(2) (提案様式 B) 業務実績表

①地方公共団体（都道府県、政令指定都市を除く）への統合型 GIS および公開型 GIS の導入実績について記載すること。

②内容が判断できる様に、自治体等の名称、契約期間、契約金額を記載すること。

(3) (提案様式 C) 業務の見積書

①見積金額の明細書を作成し、記載（または添付）すること。

②業務に必要な費用すべてを見積に含めること（税抜き）。

9-2 提案書等の取り扱い

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、本市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

9-3 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

10 審査および提案評価基準

10-1 プロポーザル（提案プレゼンテーション）の実施

提案事業者は、審査員に対して、提案内容についてプレゼンテーションをすること。

日時	令和5年6月12日（月）（時間などの詳細は後日案内する） 複数者が参加する場合は、順番等を決め審査します。
場所	守山市役所 31 会議室
機材	40 分以内（準備及び撤収時間は別途用意） ※提案書等の説明は 25 分 質疑応答時間 15 分を予定
審査員	6 人（総合政策部、都市経済部、環境政策部）予定
提案事業者	出席者は 5 人以内とする。 提案書の概要について、パワーポイント（横型）を用いて説明すること。 プレゼンテーション進行および説明は、主務者が実施すること。
その他	審査場所には関係職員等が同席・質問を行う場合がある。ただし、審査は審査員のみが行う。

10-2 審査について

- (1) 受託者選定にあたる審査は、審査員が行う。
- (2) 審査員は、提出された提案書、提案事業者の実績とおよびプレゼンテーションの内容について、評価および採点を行う。

10-3 評価・選定方法および審査基準

提案評価および価格評価により、受託予定者を選定する。

※詳細は、「提案書への記載項目および配点表」のとおり。

No.	評価項目	点数
A	提案評価	300
B	価格評価	100
	合計	400

A 提案評価（提案書・プレゼンテーション評価）

ア 提案評価点＝各項目の合計とする。

イ 審査員が評価項目（提案書への記載項目）毎に、次の評価基準により採点する。
（各項目への配点×評価率）

※提案評価小計に、小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

評価	評価率
非常に優れている	× 1
優れている	× 0.8
標準より出来ている	× 0.6
標準より劣る	× 0.4
劣る	× 0.2
提案なし	× 0

ウ 業務実績

(ア) 地方公共団体（都道府県、政令指定都市を除く）への統合型 GIS および公開型 GIS の導入実績について評価を行う。

業務実績等・配点	合計
導入実績（実績数に応じて配点を設定） ※「提案書への記載項目および配点表」のとおり	上限 5

B 価格評価

当該業務の見積額（税込み）について、総額にて評価する。

価格評価点 = $100 \times (1 - (\text{提案者の見積額} / \text{予定価格}))$

※小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

※それぞれの予定価格を超える見積額の場合は、失格とする。

※予定価格・業務内容等は、別冊「実施要項」、「仕様書」を確認すること。

(1) 提案様式 C 「業務の見積書」

① システム構築費用

地形図修正、地形図データ修正、統合型 GIS 初期導入費、公開型 GIS 初期導入費、ゼンリン住宅地図使用料（3 か年分）など、システム構築にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計額は 34,928,740 円以内とする。（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

② 運用・保守費用

令和 6 年 2 月から令和 8 年 3 月 31 日までのシステム保守にかかわるすべての費用の合計を、年度ごとおよび 3 年間で 8,349,000 円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

なお、保守費用については、特別な理由がないかぎり、期間途中での増額は認めない。

10-4 事業者の選定

(1) 上記 10-3 に基づく採点により、最も高い点数の提案者を受託予定者として選定する（以下「選定事業者」）。

(2) 合計点数が同じ場合は、以下の順で選定する。

ア 価格評価が異なる場合、価格評価が高い者を選定する。

イ すべての評価が同じの場合は、くじ引きにて選定する。

(3) 参加者が1者のみ場合は、評価結果を参考とし、審査員の協議により総合評価を行い、当該参加者が受注者として適当と判断すれば、契約の相手方として選定する。

(4) 審査結果の通知

令和5年6月16日（金）（予定）に審査結果の通知文を発送する。

なお、審査結果は、参加者全員に書面で通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 契約方法（随意契約）

(1) 本プロポーザルの後、選定事業者と仕様および価格等の細目について協議することとし、本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を、追加・変更・削除する場合がある。また、この場合、見積上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。

(2) (1)による協議成立の後、本市と選定事業者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、見積上限額を超えない範囲で、随意契約を締結するものとする。この場合、徴収した見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とし、契約を締結する。

(3) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

12 使用言語および単位、時刻

当該プロポーザルにかかる提案業者募集、契約および業務実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

13 その他（プロポーザルの停止、中止および取り消し）

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合においてプロポーザル等に要した費用を本市に請求できないものとする。

14 問い合わせ先

守山市 総合政策部 企画政策課

電話 077(582)1162、メール kikakuseisaku@city.moriyama.lg.jp